

重要事項説明書

訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型サービス)

(令和7年8月1日)

1. 事業の目的と運営方針

本事業は、適正な訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型サービス)を提供することにより、利用者が居宅での生活において必要とする能力の維持・改善が図られることを目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域 米沢市全域

事業所名 さんデイケアホームヘルパーステーション
指定番号 指定訪問介護事業
 指定介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型サービス)
 (山形県指定番号 0670400324)
所在地 米沢市大字築沢3463番地
電話番号 0238(32)2030
FAX番号 0238(32)2287

(2) 事業所の従業者体制

		常勤	非常勤	合計
管理者	業務の一元的な管理	1名		1名
サービス提供責任者	訪問介護計画書の作成及び調整	2名		2名
訪問介護員	サービスの提供	2名	1名	3名

(3) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から土曜日まで
営業時間 午前8時から午後6時まで

3. サービスの内容

<訪問介護>

(1) 身体介護

- ① 食事介助…食事の介助で、全面介助、一部介助または見守りを行います。配膳から下膳まで含まれます。
- ② 入浴介助…浴室への誘導や見守り、入浴中の洗身等を行います。但し、本人が全く自力で移動できない場合には、訪問入浴サービス等の他のサービスが必要です。
- ③ 排泄介助…おむつ交換、採尿器や差込み便器の介助、トイレやポータブルトイレへの移動介助または見守り、誘導を行います。
- ④ 清拭 …身体を清潔に保つ為、全身または部分的に身体を拭きます。
- ⑤ 体位変換…褥瘡の防止のために、一日何回か体位変換を行う際の介助を行います。

- ⑥ 着脱衣 …衣服の着脱の介助を行います。利用者が自分で行えるよう配慮しながら行います。
- ⑦ 整容介助…身繕いを介助します。整髪、美容、爪きり等が含まれます。

(2)生活援助

- ① 買物…日用品や食料品など生活必需品の買物を行います。買物に伴う金銭管理には十分注意し、常に利用者の確認を得ながら行います。利用者宅から買物に出かけることが原則ですが、派遣時間との関係等により訪問前に買物を行う場合は、利用者やサービス提供責任者等と十分相談し、買物の内容や金銭管理について確認のうえ行います。
- ② 調理…利用者の食事調理、配膳、食後の後片付け、食品の管理を行います。利用者以外（家族等）の食事調理は提供できません。
- ③ 掃除…居室等の掃除、ふとん干し、日常生活用品等の整理整頓等を行います。居室等とは、利用者が日常生活に使用している部屋、台所、トイレ、風呂場等です。
- ④ 洗濯…日常的な衣類の洗濯、乾燥、洗濯物の取り込み整理、小物のアイロンがけのほか、ボタン付けや衣類のほつれの修繕など、専門的技術が必要なく、短時間でできる範囲内の補修です。
- ⑤ 衣類の入替…季節の変わり目における衣類の入替、寝具の交換等を行います。

<介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型サービス)>

- ① 生活全般にわたる支援（入浴、排泄、食事等）
- ② 機能訓練
- ③ 口腔機能向上訓練
- ④ 栄養改善相談及び指導
- ⑤ 健康状態の確認

4. 利用料金

厚生労働大臣または米沢市が定める基準によるものであり、当該訪問介護または介護予防・日常生活支援総合事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として算定します。

<訪問介護>

(1) 基本料金（1回につき）

項目	身体介護の場合	
	基本料金	利用者負担額（1割負担）
20分未満	1,630円	163円
20分以上30分未満	2,440円	244円
30分以上1時間未満	3,870円	387円
1時間以上	5,670円	567円
30分増すごと	820円	82円

項目	生活援助の場合	
	基本料金	利用者負担額（1割負担）
20分以上 45分未満	1,790円	179円
45分以上	2,200円	220円

項目	身体介護に引き続き生活援助を行う場合	
	基本料金	利用者負担額（1割負担）
20分以上 45分未満	650円	65円
45分以上 70分未満	1,300円	130円
70分以上	1,950円	195円

※介護保険負担割合証の負担割合が2割又は3割と記載されている方は、介護保険一部負担額はその割合を乗じた額になります。

<介護予防・日常生活支援総合事業>

(1) 基本料金（1月につき）

項目	内容	基本料金	利用者負担額
介護予防・日常生活支援 総合事業 11	要支援1・2 事業対象者 週1回程度の訪問が必要	11,760円	1割負担 1,176円
介護予防・日常生活支援 総合事業 12	要支援1・2 事業対象者 週2回程度の訪問が必要	23,490円	1割負担 2,349円
介護予防・日常生活支援 総合事業 13	要支援1・2 事業対象者 週2回を超える程度の訪問が必要	37,270円	1割負担 3,727円

※当事業所は特別地域に指定されているため、基本料金に15%の加算があります。その他初回加算、介護職員等処遇改善加算Ⅱ等の加算があります。（別途利用料金表）

※介護職員等処遇改善加算Ⅱは、区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

※介護保険負担割合証の負担割合が2割又は3割と記載されている方は、介護保険一部負担額はその割合を乗じた額になります。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① 居宅サービス計画を依頼している介護支援専門員を通してお申込みください。
- ② サービス提供責任者がお伺いし、サービスの内容をお話します。
- ③ サービス内容を確認していただいた後、契約を結びます。
- ④ 契約締結後から訪問介護の開始となります。

(2) サービスの終了

- ① 利用者の都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申込みください。

② 当事業者の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知します。

6. 利用者の負担額

介護保険給付適用の場合は、利用料金は収入に応じて1割、2割、3割の負担額となります。

介護保険給付適用外の場合は、利用料金の全額負担となります。米沢市介護保険負担割合証をご確認ください

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保健給付金が直接事業者を支払われない場合は、一旦介護保険適用外の料金を頂き、サービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を米沢市の窓口提出することによって、差額の払い戻しを受けることができます。

7. 利用料金のお支払方法

利用料金のお支払いについては、当月分を月末締めにし、各金融機関への口座振替となります。また、ご希望によって直接現金でお支払いいただくこともできますので、サービス提供責任者までご相談ください。

8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

緊急時の連絡先

かかりつけ医療機関名	電話
主治医	
ご家族氏名	
緊急連絡先	勤め先 電話

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行う等必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置に対し賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保守します。

また、退職後においても、これらの秘密を守るべき旨を従業者との雇用契約の内容としています。

11. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

12. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

窓口担当者	サービス提供責任者	伊藤 麻由美
ご利用時間	月～土曜日	8時30分～17時30分
ご利用方法	電話	0238(32)2030

尚、当事業所以外に、市町村相談・苦情窓口等においても苦情を申し出ることができます。

米沢市役所健康福祉部高齢福祉課 住所：米沢市金池5丁目2-25

電話：0238(22)5111(代)

13. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者様に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意または過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償を減じさせていただきます。